

京都府告示第31号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和 56 年京都府条例第 2 号）第 13 条の 2 第 2 項第 2 号の知事の指定する団体を次のとおり指定する。

なお、平成 21 年京都府告示第 274 号で指定した日本映像倫理審査機構は、その指定を解除する。

平成 22 年 2 月 5 日

京都府知事 山 田 啓 二

名称(略称)	住 所	指定する団体が、図書類について青少年の視聴を不適当とした場合においてその旨を一般に周知させる方法
一般社団法人日本映像倫理審査機構（日映審）	東京都千代田区平河町一丁目 7 番 3 号	次のいずれかの標章を、図書類の包装の表面にちよう付することにより周知する。 